

序議付議事案書

開催・令和7年11月4日

所管部課	教育部青少年課	部長	田口 茂夫	
件 名	東大和市青少年問題協議会条例を廃止する条例について			
関係規則	条例 規則	区分	○ 1 審議事項 2 報告事項	
事項	部課機関	人事課、企画政策課、総務課		

1. 要 旨

(1) 廃止理由

昭和37年10月の本協議会設置後、青少年や若者を取り巻く課題や社会情勢の変化などに伴い、子ども子育てに関する施策等を調査審議するため、他の付属機関を市において整備し、当該附属機関は本年8月に「若者」を包含し、これらに関する施策を総合的に推進することとなった。このことから、法に基づく本協議会の所掌事務について、一層重複する状況となったことなどに伴い、本協議会を整理するものである。

(2) 内容

本条例を廃止する。

(3) 施行日

令和8年4月1日から施行する。

(4) 影響及び効果

重複する事業などを整理することで、効率的な行政運営を図ることができる。

2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)

- (1) 令和7年度東大和市青少年問題協議会において審議、了承済み。
- (2) 総務課において審査済み。
- (3) 令和7年10月31日開催の教育委員会定例会において報告済み。

3. 留意事項 (問題点等)

本協議会が実施してきた善行青少年表彰については、他の表彰において実施可能かどうか検討が必要である。

4. 主管部処理案 (検討結果等)

令和7年第4回東大和市議会定例会に議案として提出したい。

5. 審議結果

決定